

《引用・転載》届出書

一般社団法人 日本石材産業協会 御中

協会所有データを下記の内容について使用いたしたく申請します。

なお、ロゴ使用については別紙「使用規約」を遵守いたします。

申請日： 年 月 日

| | | | | |
|------|----------------------------------|-------|--|---|
| 会社名 | (協会会員 ・ 一般) | | | 印 |
| 代表者名 | | | | |
| 担当者名 | | | | |
| 住所 | (〒 -) | | | |
| TEL | | FAX | | |
| Eメール | | | | |
| 使用目的 | ホームページ ・ チラシ ・ 名刺 ・ 看板 ・ その他 () | | | |
| 使用期間 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | | |

希望するものに✓を付けてください。

| | | | |
|--------------------------|--------------|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | 協会シンボルマーク・ロゴ | <input type="checkbox"/> | 協会HP掲載内容 () |
| <input type="checkbox"/> | 書籍・出版物名： | <input type="checkbox"/> | その他 (下記に詳細をご記入ください) |
| <input type="checkbox"/> | ページ数： | | |

下記を使用の場合は、お墓ディレクター資格保有者名と認定番号を必ずご記入ください。

| | | | |
|--------------------------|----------------|-------|-----|
| <input type="checkbox"/> | お墓ディレクター/ロゴマーク | D資格者名 | |
| | | D認定番号 | — — |

【転載・引用の条件】

- ・協会出版物の文章および図表・写真、協会シンボルマーク・ロゴデータの使用权は、一般社団法人 日本石材産業協会にあります。
- ・掲載個所に出典 (当協会名および当該出版物名) を明記してください。
- ・全文掲載または一部抜粋を原則とし、内容を改変しないでください。
- ・事務局審査後、承認された本書面とデータをメールにてお送りいたします。

協会記入欄

| | | | |
|------|-------|-----|--|
| 承認日 | 年 月 日 | 承認印 | |
| 承認番号 | | | |

提出先：一般社団法人 日本石材産業協会

東京都千代田区神田多町2-9 日計ビル2F

Eメール：office@japan-stone.org

TEL：03-3251-7671

FAX：03-3251-7681

(2026.4改訂)

【一般社団法人日本石材産業協会シンボルマークとロゴタイプ使用規約】

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本石材産業協会（以下「本会」という。）の会員である及びそれらの加入会員（以下「会員」という。）のシンボルマークとロゴタイプの使用に関する規定を定め、各機関及び会員の名誉と信用の維持、向上を図り、あわせて公衆の利益を保護することを目的とする。

(シンボルマークとロゴタイプの定義)

第2条 本規約が対象とするシンボルマークとロゴタイプとは、緑の大地の日本から真っすぐ天に伸びる一本の塔を、図学のアイソメトリックでシンプルに表現。塔は協会の事業内容（石造建築・墓石等）と、ひとつになって発展する協会の理念や姿勢を表現しています。

(シンボルマークとロゴタイプの変更禁止)

第3条 シンボルマークとロゴタイプの使用にあたり、前条に定めるシンボルマークとロゴタイプの図形、色彩、文字、記号に変更を加えて用いてはならない。

(シンボルマークとロゴタイプの使用方法)

第4条 シンボルマークとロゴタイプの使用方法は、ロゴマークを看板類、印刷物、標章、標識などに用いて宣伝あるいは取引に使用する行為をいう。
(シンボルマークとロゴタイプの運用基準)

第5条 シンボルマークとロゴタイプの使用は、上記使用届を申請し、事務局よりの承認した場合による。申請以外の使用は許さない。

(シンボルマークとロゴタイプの使用対象者)

第6条 シンボルマークとロゴタイプの使用が許される者は、都道府県協会、流通機構及び会員に限定する。

(使用権者の責務)

第7条 シンボルマークとロゴタイプの使用を承認された者（使用権者）は、シンボルマークとロゴタイプの使用に際して細心の注意を払い、マニュアル規定を遵守し、シンボルマークとロゴタイプ及び流通機構に対する公衆の信頼を維持拡大すべき責務を負うものとする。

(使用権の喪失)

第8条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、シンボルマークとロゴタイプの使用権を喪失する。

- (1) 会員としての身分を失った者
- (2) 会員権利について一時停止処分を受け、その期間中の者
- (3) 使用権者の義務を怠り、本会より使用中止の通知を受けた者

(使用権喪失の場合の措置)

第9条 前条によりシンボルマークとロゴタイプの使用権を喪失した者は、直ちにその使用を中止し、かつ業務にかかる物品及び宣伝、広告、標識等のシンボルマークとロゴタイプを除去若しくは除去に代わるべき措置を講ずるものとする。

(不正使用に対する措置)

第10条 前条に反してシンボルマークとロゴタイプの使用が継続されている場合、その他シンボルマークとロゴタイプが不正に使用されている場合は、本会は、下記に従い、自ら又は都道府県協会に指示して不正使用状態の排除に必要な一切の行為を行うことができる。

- (1) 本会会長は、直接又は、当該会員の所属する支部の支部長をして、当該不正使用者に対し、シンボルマークとロゴタイプの使用が不正であることを、通知し、その使用の差止及び除去等適当な方法を指示、勧告する。
- (2) 前項の勧告通知が到着した日から14日を経過しても尚シンボルマークとロゴタイプの不正使用が行われている場合、本会は、当該不正使用者に対し、不正使用状態の排除に必要な一切の措置を講じなければならない。

附 則

1. この規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
2. この規約は、2007年6月1日から施行する。
3. この規約の規制対象であるシンボルマークとロゴタイプの商標権は、本会に帰属するものである。

【お墓ディレクターロゴマーク使用規定】

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本石材産業協会（以下「本会」という。）お墓ディレクター検定試験資格取得者（以下「お墓ディレクター取得者」という。）のロゴマーク使用に関する規定を定め、各機関及びお墓ディレクター取得者の名誉と信用の維持、向上を図り、あわせて公衆の利益を保護することを目的とする

(ロゴマークの定義)

第10条 本規約が対象とするロゴマークとは、お墓ディレクターのDをポジティブにお墓をシンボリックにネガティブに表現している

(ロゴマークの変更禁止)

第11条 ロゴマークの使用にあたり、前条に定めるロゴマークの図形、色彩、文字、記号に変更を加えて用いてはならない

(ロゴマークの使用方法)

第12条 ロゴマークの使用方法は、看板類、印刷物、標章、標識などにロゴマークを用いて宣伝あるいは取引に使用する行為をいう

(ロゴマークの運用基準)

第13条 ロゴマークの使用は、上記使用届を申請し本会より承認した場合による。申請以外の使用は許可しない

(ロゴマークの使用対象者)

第14条 ロゴマークの使用が許される者は、お墓ディレクター取得者所属企業に限定する

(使用権者の責務)

第15条 ロゴマークの使用を承認された者（使用権者）は、ロゴマークの使用に際して細心の注意を払い、ロゴマーク及び流通機構に対する公衆の信頼を維持拡大すべき責務を負うものとする

(使用権の喪失)

第16条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、ロゴマークの使用権を喪失する

- (1) お墓ディレクター取得者としての身分を失った者
- (2) お墓ディレクター取得者権利について一時停止処分を受け、その期間中の者
- (3) 使用権者の義務を怠り、本会より使用中止の通知を受けた者

(使用権喪失の場合の措置)

第17条 前条によりロゴマークの使用権を喪失した者は、直ちにその使用を中止し、かつ業務にかかる物品及び宣伝、広告、標識等のロゴマークを除去若しくは除去に代わるべき措置を講ずるものとする

(不正使用に対する措置)

第18条 前条に反してロゴマークの使用が継続されている場合、その他ロゴマークが不正に使用されている場合は、本会は下記に従い、自ら指示して不正使用状態の排除に必要な一切の行為を行うことができる

- (1) 本会会長は、直接又は当該お墓ディレクター委員会をして、当該不正使用者に対し、ロゴマークの使用が不正であることを通知し、その使用の差止及び除去等適当な方法を指示、勧告する
- (2) 前項の勧告通知が到着した日から14日を経過しても尚ロゴマークの不正使用が行われている場合、本会は、当該不正使用者に対し、不正使用状態の排除に必要な一切の措置を講じなければならない

附 則

1. この規約の改廃は、お墓ディレクター委員会の承認を得なければならない
2. この規約は、2017年3月25日から施行する。
3. この規約の規制対象であるロゴマークは、本会に帰属するものである